

「令和6年度認知症早期診断推進業務委託」の参加者の有無を
確認する参加意思確認書等の提出に係る公示

次のとおり、参加意思確認書等の提出を招請します。

令和6年4月23日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 当該招請の主旨

本業務については、地域医師会との連携の必要があることなどから、公益社団法人岡山県医師会を相手方とする契約を行う予定としているが、当該団体以外で下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請する公募を実施する。

応募の結果、下記「5 応募要件」に掲げる要件を満たすと認められる者がいない場合は、当該団体との契約手続きに移行する。

なお、「5 応募要件」に掲げる要件を満たすと認められる者がいた場合にあっては、当該団体と応募者に対してプロポーザル方式による企画競争による提案書の提出を求めるものである。

2 業務名

令和6年度認知症早期診断推進業務委託

3 業務目的

認知症の早期診断を推進するため、認知症サポート医の養成、認知症サポート医フォローアップ研修及びかかりつけ医認知症対応力向上研修を実施することを目的とする。

4 業務内容及び委託期間

(1) 業務内容

別紙「令和6年度認知症早期診断推進業務委託に係る仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 応募要件

(1) 各地域医師会が加入する県内の団体であること。

(2) 過去3年以上、医師への認知症理解のための研修会等の普及啓発活動の実績があること。

(3) 過去2年間に県との契約がある場合、すべて誠実に履行していること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

6 手続き

(1) 担当部課 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県子ども・福祉部

長寿社会課長寿社会企画班 TEL 086-226-7326

(2) 応募書類の入手方法

令和6年4月23日(火)から令和6年5月1日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間に上記(1)の担当部課において配布する。また、岡山県庁のホームページからダウンロードすることができる。

(配布書類)

- ・業務企画提案説明書
- ・参加意思確認書(様式第1号)
- ・業務企画提案書(様式第2号)

(3) 参加意思確認書の提出期間等

- ア 提出期間 令和6年4月23日(火)から令和6年5月1日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 上記(1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送による(提出期間内に必着のこと)

(4) 業務企画提案書の提出期間等

- ア 提出期間 令和6年5月2日(木)から令和6年5月10日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 上記(1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送による(提出期間内に必着のこと)

7 審査基準

(1) 業務企画提案書の提出者を選定するための基準

期限までに提出のあった参加意思確認書を審査し、上記5の応募要件を満たしていること。

(2) 業務企画提案書の審査基準

別途設置する審査委員会において、次の評価を行い、評価点の合計でそれぞれ、最高点の業務企画提案書を令和6年度認知症早期診断推進業務委託の委託先候補として特定する。

なお、業務企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する場合がある。

評 価 項 目	
1	認知症サポート医の養成 (1) 認知症サポート医候補者の選定計画 (2) 認知症サポート医養成研修への派遣
2	認知症サポート医フォローアップ研修の実施 (1) 研修実施の計画 (2) 関係機関との連携の方針
3	かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施 (1) 研修実施の計画 (2) 関係機関との連携の方針
4	他事業との連携
5	個人情報取扱
6	経費の見積 3, 207, 976円以内 (消費税額及び地方消費税の額を含む)

8 審査結果の通知

審査後、書面により通知する。

9 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期間中に参加意思確認書を提出しない者及び業務企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、業務企画提案書を提出することができない。
- (3) 参加意思確認書及び業務企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記6(1)に同じ。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出された参加意思確認書及び業務企画提案書は、業務企画提案書の提出者の選定及び業務企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限後における参加意思確認書又は業務企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。
- (8) 参加意思確認書又は業務企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。

以上公示する。